

県内高齢者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

抗原簡易キットの配布希望数調査について (照会)

日頃、本県の高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策について、格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省において、別添事務連絡のとおり、抗原簡易キットを全国の医療機関、高齢者施設等に配布する事業が実施されます。

については、下記のとおり、配布希望数調査を行いますので、当該キットの活用を希望される場合は、御回答いただきますようお願いいたします。

(担当) 介護保険・施設担当 秋本、上田 (電話) 0857-26-7860

記

1 抗原簡易キット配布の目的

重症化リスクの高い者が多い医療機関や高齢者施設等の従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるよう、希望のあった医療機関や高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布するものです。(無償配布)

2 配布対象施設 (高齢者施設の場合)

従事者から重症化リスクの高い入所者へ感染し、施設内でクラスターが発生することを防ぐため、入所系施設が配布対象となります。

要件	対象施設
医師が常駐している	介護老人保健施設、介護医療院
① 配置医師又は連携医療機関と連携する体制 (※) があり、かつ ② 抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、認知症グループホーム、 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※ 抗原簡易キットを使用する前に、あらかじめ、配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができる体制を構築しておく必要があります。

※ 検査に関する研修については、追って厚生労働省から御案内があります。

3 抗原簡易キットの使用について

配布した抗原簡易キットについては、以下の(1)及び(2)のいずれにも適合する方法により使用することとします。

(1) 高齢者施設等の従事者等に症状が現れた場合であって、高齢者施設等の長が施設運営上の見地から必要と認める場合に使用してください。

※ この場合の症状には、微熱を含む発熱、せき、喉の痛みその他の体調不良が含まれます。

(2) 検体採取は、医療従事者が常駐する施設にあつては医療従事者の管理下で、医療従事者が常駐しない施設にあつてはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で行ってください。

なお、抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる施設であっても、配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができる体制のない施設では検査を実施することができません。

鼻咽頭検体については、医師又は医師の指示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師若しくは臨床検査技師が採取する必要がありますが、鼻腔検体については、医療従事者又はあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で自己採取することができます。

4 配布希望数調査について

配布希望数調査の回答に当たっては、各施設において希望数量を取りまとめ、次のとおり、御回答をお願いします。(配布を希望されない場合は回答不要です。)

(1) 回答様式

別紙

(2) 回答に当たっての留意点

ア 抗原簡易キットは10回分又は60回分で1セットですので、希望数量は10個単位としてください。

イ 希望数量の上限は設けませんが、(職員数+利用者数)×2を上限目安としてください。

※ 回答結果を取りまとめた上で、当課で数量を調整させていただく場合があります。

(3) 回答方法

電子メール

(送付先) 鳥取県長寿社会課 choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

※集計作業の効率化、転記誤りの防止のため、電子メールでの回答に御協力をお願いします。

(4) 回答期限

令和3年6月14日(月) 15時

※ この期限までに回答が難しい場合には、個別に御相談下さい。

5 その他

(1) 上記のほか、抗原簡易キットの配布事業に関する詳細は、別添事務連絡を参照してください。

(2) 抗原簡易キットは、厚生労働省から直接、各施設へ送付予定です。

(3) 保管費用及び廃棄に要する費用は、各配布先において御負担いただくようお願いします。

(4) 今回の抗原簡易キット配布事業において、キットの配布を受けた施設は、先月分の抗原簡易キットの使用実績(抗原簡易キットの使用数及び抗原簡易キットを使用した判読結果が陽性だった数)を翌月10日頃までに鳥取県に御報告いただく必要があります。あらかじめ御承知ください。

※使用実績の報告方法等については、別途通知します。

(添付資料)

- ・医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について(令和3年6月10日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡)